議案第４１号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成２５年6月１０日

提出者　墨田区長　　山　　﨑　　　　昇

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和３３年墨田区条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴い、災害派遣手当に含まれる手当に新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を加える必要がある。